

11 税金等の控除・減免

■市民税課
TEL 632-2233

(1) 税金の控除・減免 **身・知・精**

① 所得税・住民税の所得控除

所得税、住民税の所得金額から、所得控除として控除額を差し引くことができます。(例えば身体障がいの場合は、身体障がい者手帳を取得した年分の申告から対象)

確定申告の場合
■宇都宮税務署
TEL 621-2151(代)
源泉徴収の場合
■勤務先の給与担当

種 類			控除額		
			所得税	住民税	
障がい者 控除(※)	障がい者	本人又は 同一生計 配偶者・ 扶養親族	・身体障がい者手帳の等級が3～6級の方 ・知的障がい者療育手帳の等級がB1・B2の方 ・精神障がい者保健福祉手帳の等級が2～3級の方 など	27万円	26万円
	特別 障がい者		・身体障がい者手帳の等級が1～2級の方 ・知的障がい者療育手帳の等級がA1・A2の方 ・精神障がい者保健福祉手帳の等級が1級の方 ・「障がい者控除対象者認定書」(79ページ参照)の交付を受けている方 など	40万円	30万円
	同居特別 障がい者	特別障がい者である同一生計配偶者や扶養親族で、本人や配偶者、本人との生計を一にする親族のどなたかとの同居を常にしている方	75万円	53万円	

※ 障がい者控除は、16歳未満の扶養親族及び合計所得金額が1,000万円を超える納税者の同一生計配偶者についても適用されます。

② 住民税の非課税

その年の1月1日現在で、以下に該当する方は住民税が非課税となります。

内 容	税 額	問合せ先
身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者で、前年中の合計所得金額が135万円以下の方	非課税	市民税課 632-2233

③ 相続税

内 容	金 額	問合せ先
障がい者控除(精神または身体に障がいのある者などが相続した場合)	障がいの程度や年齢に応じて控除	宇都宮税務署 621-2151(代)

④ 贈与税

内 容	金 額	問合せ先
特定障がい者を受益者とする特定障がい者扶養信託契約に基づく信託受益権	6,000万円(特別障がい者以外は3,000万円)まで非課税	宇都宮税務署 621-2151(代)

⑤ 事業税

内 容	金 額	問合せ先
視力障がい者(失明または両眼の視力が矯正視力0.06以下の者)が行う、あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう等その他医業に類する事業	課税対象外	宇都宮県税事務所 626-3018

⑥ 軽自動車税

■税制課
TEL 632-2205 FAX 651-5165

ア. 減免の申請は納期限前7日までです。

イ. 減免は、自動車税・軽自動車税をとおして、障がいのある方1人につき1台です。

ウ. 対象となる車は次のとおりです。

- 障がい者が納税義務者であり、本人、生計を一にする方又は常時介護する方が運転する車…①
- 障がい者と生計を一にする方が納税義務者であり、同生計を一にする方が運転する車…②
- 障がい者を常時介護する方が納税義務者であり、同常時介護する方が運転する車 ……③

障がいの区分	障がいの級別
視覚	1級から4級までの各級
聴覚	2級および3級
平衡	3級
音声	(①の場合のみ) 3級(咽頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る。)
上肢	1級および2級
下肢	(①の場合) 1級から6級までの各級 (②③の場合) 1級から3級までの各級
体幹	(①の場合) 1級から3級までの各級および5級 (②③の場合) 1級から3級までの各級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	
上肢機能	1級および2級
移動機能	(①の場合) 1級から6級までの各級 (②③の場合) 1級から3級までの各級
心臓	1級および3級
じん臓	1級および3級
呼吸器	1級および3級
ぼうこうまたは直腸	1級および3級
小腸	1級および3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級から3級までの各級
肝臓機能障がい	1級から3級までの各級
知的障がい	重度の知的障がい(A・A1・A2)
精神障がい	精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に定める1級
○生計を一にする方が運転する場合は、もっぱら当該身体障がい者、知的障がい者および精神障がい者の用に供するものであることが必要です。(通勤、通学、通院、生業等)	

■ 県自動車税事務所
 TEL 658-5521
■ 宇都宮県税事務所
 TEL 626-3029

⑦ 自動車税減免

身体障がい者手帳等の級別の表示が1級の方、または、障がい者が下表の障がいの級別に該当する方には、申請により、自動車税の減免が受けられる制度があります。

障がい区分	障がいの級別
視覚	1級から4級までの各級
聴覚	2級および3級
平衡	3級
音声	(障がい者本人が運転する場合のみ) 3級(喉頭摘出者に限る)
上肢	1級および2級
下肢	(障がい者本人が運転する場合) 1級から6級までの各級 (生計を一にする方または常時介護する方が運転する場合) 1級から3級までの各級
体幹	(障がい者本人が運転する場合) 1級から3級までの各級および5級 (生計を一にする方または常時介護する方が運転する場合) 1級から3級までの各級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	
上肢機能	1級および2級
移動機能	(身体障がい者本人が運転する場合) 1級から6級までの各級 (生計を一にする方または常時介護する方が運転する場合) 1級から3級までの各級
心臓	1級および3級
じん臓	1級および3級
呼吸器	1級および3級
ぼうこうまたは直腸	1級および3級
小腸	1級および3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級から3級までの各級
肝臓	1級から3級までの各級
知的障がい	栃木県で療育手帳の交付を受けている場合は、重度の知的障害(A・A1・A2)
精神障がい	精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に定める1級
<ul style="list-style-type: none"> ○ 個々の障がい名が上記に該当する方に限られます。障がい名の記載が2つ以上ある方は、いずれかの障がい名が上記に該当する方に限られます。 ○ 生計を一にする方または常時介護する方が運転する場合は、もっぱら当該身体障がい者、知的障がい者および精神障がい者が同乗して使用されることが必要となります。(通勤、通学、通院、通所、生業等) ○ 常時介護する方とは、障がい者の方のみの世帯で生活する障がい者のために、継続して日常的に運転される方です。 ⇒この場合、「常時介護証明書」が必要になります。(「常時介護証明書」身体障がい者および知的障がい者の場合は障がい福祉課、精神障がい者の場合は保健所保健予防課へ) ○ 心身障がい者本人が運転する場合は、当該心身障がい者本人の名義の自動車に限られます。 ○ 生計を一にする方が運転する場合は、心身障がい者本人または生計を一にする方の名義の自動車に限られます。 ○ 常時介護する方が運転する場合は、心身障がい者本人または常時介護する方の名義の自動車に限られます。 	

■これから取得する自動車について減免申請をする場合は、個々の事例ごとに減免申請の時期および減免となる税額が異なりますので、自動車の登録前に、県自動車税事務所または、県税事務所に確認してください。

■現在所有している自動車について自動車税の減免申請をする場合は、減免を受けようとする年度の2月末日までに県自動車税事務所または県税事務所に申請してください。なお、納期限後に申請があった場合は、申請日の翌月分からの減免となりますのでご注意ください。また、賦課期日(毎年4月1日)以降に心身障がい者となった場合で、納期限までに申請があった場合は、心身障がい者の減免要件に該当することとなった月の翌月分から月割で減免が受けられます。

■減免を受けることができる自動車は、心身障がい者の方1人について1台です。

したがって、自動車税または軽自動車税の減免を受けている間は、他の自動車に係る自動車税の減免を受けることができません

⑧ 「障がい者控除対象者認定書」(税申告における障がい者控除)

障がい者手帳を所持していなくても、介護認定を受けている満65歳以上の方で、日常生活を自立的に送ることに支障があり、身体・知的又は精神障がい者に準ずる者として市長等の認定を受けている場合には、障がい者控除を受けることができます。

また、障がい者手帳等を所持している方(例:身体障がい者手帳3～6級相当)のうち、本制度により特別障がい者に係る障がい者控除の対象になる方も、申請することができます。

<手続き>

- ・ 「障がい者控除対象者認定書交付申請書」を、高齢福祉課認定審査グループ、又は各地区市民センター・各出張所にご提出ください。
- ・ 申請ができる方は、本人、家族、成年後見人(登録証明書の写しを添付)に限ります。
- ・ 認定された場合、「障がい者控除対象者認定書」が交付されますので、確定申告等の税の申告の際にご利用ください。
- ・ 申請の受付は申請年の翌年1月開庁日以降になります。

(例)令和7年分を確定申告に使用したい場合の証明書の発行は、令和8年1月5日から受付開始

■高齢福祉課
認定審査グループ
TEL 632-2986

■市民税課
TEL 632-2233

■宇都宮税務署
TEL 621-2151(代)

(2) NHK放送受信料の免除

■NHKふれあいセンター
TEL 0570-077-077

「日本放送協会放送受信料免除基準」(下記の適用基準)に該当する場合は、NHK放送受信料の全額または半額が免除となります。

【免除基準:全額免除】

対象	適用条件	受付窓口
障がい者	身体・療育・精神のいずれかの障がい者手帳を所持している者を含む世帯構成員全員の市民税が非課税の場合	NHK, 障がい福祉課, 平石・富屋・姿川・河内地区市民センター
公的扶助受給者	・生活保護を受けている場合 ・ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に規定する入所者に対する療養もしくは親族に対する援護を受けている場合 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている場合	NHK, 生活福祉第1課・第2課
社会福祉事業施設入所者	社会福祉法に規定する社会福祉事業を行う施設または事業所に入所されている場合	NHK

【免除基準:半額免除】

対象	適用条件	受付窓口
障がい者	世帯主が、視覚・聴覚、重度(1級または2級)の身体、重度の知的、重度(1級)の精神のいずれかの障がい者手帳を所持し、NHKの契約者である場合	NHK, 障がい福祉課, 平石・富屋・姿川・河内地区市民センター
戦傷病者	世帯主が、戦傷病者手帳(障がい程度が特別項症から第1款症)を所持し、NHKの契約者である場合	

<手続き>

免除申請書については、受付窓口に備え付けてあります。障がい者、公的扶助受給者及び戦傷病者の方で放送受信料の免除を希望される方は、市の窓口で免除事由の証明(確認)を受けてください。証明(確認)を受けた免除申請書をNHKに提出することにより、放送受信料が免除となります。

(3) 市の施設利用料の減免

身体障がい者手帳，療育手帳，精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方とその介護者1人(障がいのある方に同伴する場合)，障がい者団体などを対象に，利用料金を原則免除(無料)します。

施設名		減免額	減免に関する問い合わせ	
			電話番号	ファクス番号
市総合福祉センター		全額免除	634-2941	638-9856
河内総合福祉センター		全額免除	673-8453	673-1029
茂原健康交流センター		全額免除	654-2815	654-2830
市老人福祉センター	ことぶき会館	全額免除	656-8792	
	ふれあい荘		663-3156	
	やすらぎ荘		665-5284	
	すこやか荘		648-7750	
	上河内老人福祉センター		674-4003	674-4258
サン・アビリティーズ		全額免除	656-1458	
子ども発達センター		別途，基準により減免	647-4721	647-4715
総合コミュニティセンター		別途，基準により減免	632-2887	632-3268
地域コミュニティセンター		別途，基準により減免	632-2887	632-3268
市民活動センター		別途，基準により減免	632-2887	632-3268
地区市民センター		別途，基準により減免	632-2887	632-3268
まちづくりセンター		全額免除	661-2778	689-2731
コミュニティプラザ		別途，基準により減免	671-3201	671-3220
市民プラザ(会議室)		別途，基準により減免	616-1540	616-1541
市民プラザ市民ギャラリー		別途，基準により減免	616-1573	
市男女共同参画推進センター「アコール」		全額免除	636-4075	636-4079
青少年活動センター		全額免除	663-3155	662-6540
市営駐車場(中央・駅西) 減免手続きが可能な時間 中央 午前8時～午後10時 駅西 午前7時～午後9時		最初の2時間まで全額免除 ただし，総合福祉センター，中央生涯学習センターを利用する場合は中央駐車場のみ3時間まで全額免除	632-2433	632-2447
市営駐車場(雀宮駅東口) 減免手続きが可能な時間 午前6時～午前0時 手続きは近隣のJR雀宮駅東口自転車駐車場で受付のため駐輪場の開設時間内		最初の6時間まで全額免除	632-2513	639-0626
市営自転車駐車場		全額免除	632-2513	639-0626
宮サイクルステーション		全額免除	627-3196	
オリオン市民広場		全額免除	632-2434	632-2447
バンバ市民広場		全額免除	632-2434	632-2447
ろまんちっく村		温泉館(ヴィラ・デ・アグリの宿泊は1割減額)，体験センター，クラインガルテン，土地又は建物の一部の利用は全額免除	665-8800	665-8678
上河内地域交流館(梵天の湯)		全額免除	674-8963	674-8965
宇都宮駅東口交流広場(宮みらいライトヒル)		全額免除	611-5522	611-5533
宇都宮駅東口交流拠点施設(ライトキューブ宇都宮)		全額免除	611-5522	611-5533
東部総合公園		全額免除	080-3631-6879	—
大谷コネクト		全額免除	652-4800	652-4801
篠井農産加工所		全額免除	632-2437	632-2765

施設名	減免額	減免に関する問い合わせ	
		電話番号	ファクス番号
河内ふれあい市民農園	全額免除	632-2475	639-0619
河内農村体験交流館	全額免除	632-2475	639-0619
河内農業構造改善センター	全額免除	632-2475	639-0619
西鬼怒川地区グラウンドワーク活動センター	全額免除	632-2475	639-0619
少年自然の家 (令和6年4月から休館)	1割減額	652-4497	
市自然休養村管理センター (令和6年4月から休館)	全額免除	652-4497	
宮原運動公園野球場・庭球場, 3×3バスケットボールコート, 駒生運動公園野球場	全額免除	658-1052	
清原中央公園庭球場・宇都宮清原球場・清原体育館, 清原南公園野球場	全額免除	667-1227	667-1228
市体育館, 市サッカー場, 石井緑地野球場・多目的運動場, 柳田緑地野球場・サッカー場・ソフトボール場, 道場宿緑地野球場・ソフトボール場, 御幸公園野球場, みずほの中央公園野球場・アーチェリー場	全額免除	663-1611	663-0067
宇都宮駅東公園プール	全額免除	661-5310	655-6827
河内総合運動公園陸上競技場・多目的運動広場・プール	全額免除	673-0212	673-0312
雀宮体育館・運動広場	全額免除	655-0058	
明保野体育館	全額免除	632-6381	
上河内体育館, 上河内運動場野球場・庭球場	全額免除	674-3290	
下田原運動場野球場・庭球場・弓道場, 古田運動場, 宮山田運動場, 芦沼運動場	全額免除	672-1051	
高間木キャンプ場	宿泊料は1割減額, その他は全額免除		
河内体育館	全額免除	673-5600	673-5601
市スケートセンター	全額免除	655-6817	655-6827
市弓道場, 屋板運動場多目的運動場・庭球場	全額免除	656-7329	
サイクリングターミナル (令和6年4月から休館)	宿泊料は1割減額, その他は全額免除	652-4497	
八幡山公園展望塔	全額免除	624-0642	622-6002
八幡山交通公園ゴーカート	全額免除	624-0642	622-6002
宇都宮城址公園教養施設(清明館和室)	全額免除	638-9390	632-5418
みずほの自然の森公園イベントスペース・バーベキューパーク	全額免除	657-5222	666-8313
冒険活動センター	宿泊料は1割減額 工作室は全額減免 その他は別途基準により減免	669-2441	669-2240
文化会館	全額免除	636-2121	635-3593
生涯学習センター	別途, 基準により減免	632-2677	632-2675
市視聴覚ライブラリー	別途, 基準により減免	638-5704	610-5117
宇都宮美術館	別途, 基準により減免	643-0100	643-0895
旧篠原家住宅	別途, 基準により減免	624-2200	
市教育センター	全額免除	639-4383	639-4393
南図書館	別途, 基準により減免	653-7609	653-7619

＜手続き＞入館等の際, 受付で手帳又は, ミライIDを提示してください。

※ 工事等により施設が利用できない場合があります。

(4) 県立施設の利用料の減免

障がい者の社会参加を促進するため、障がい者が施設（一部）を利用する場合に、利用料金を減免しています。

■ 栃木県障害福祉課
TEL 623-3053
FAX 623-3052
■ 栃木県スポーツ振興課
TEL 623-3414
FAX 623-3411
■ 各施設受付

<対象施設>

No	施設名	所在地	電話番号
1	コジマ子どもサイエンスパーク (展示室, プラネタリウム)	宇都宮市西川田町 567	028-659-5555
2	栃木県立美術館	宇都宮市桜 4-2-7	028-621-3566
3	栃木県立博物館	宇都宮市睦町 2-2	028-634-1311
4	とちぎ花センター(鑑賞大温室)	栃木市岩舟町下津原 1612	0282-55-5775
5	栃木県立日光自然博物館	日光市中宮祠 2480-1	0288-55-0880
6	英国大使館別荘記念公園	日光市中宮祠 2482	0288-55-0880
7	イタリア大使館別荘記念公園	日光市中宮祠 2482	0288-55-0388
8	栃木県井頭公園(花ちょう遊館)	真岡市下籠谷 99	0285-83-3121
9	とちぎ明治の森記念館	那須塩原市青木 27	0287-63-0399
10	栃木県日光田母沢御用邸記念公園	日光市本町 8-27	0288-53-6767
11	栃木県とちぎわんぱく公園(ふしぎの船)	壬生町国谷 2273	0282-86-5855
12	栃木県なかがわ水遊園	大田原市佐良土 2686	0287-98-3055
13	栃木県立日光霧降アイスアリーナ	日光市所野 2854 番地先	0288-53-5881
14	ホンダヒート・グリーンスタジアム	宇都宮市清原工業団地 32	028-667-0962
15	栃木県立県南体育館	小山市外城 371-1	0285-21-0021
16	栃木県立県北体育館	大田原市美原 3-2-62	0287-22-8012
17	栃木県立温水プール館	小山市外城 371-1	0285-22-4617
18	栃木県総合運動公園北・中央エリア (とちぎスポーツ医科学センターを除く)	宇都宮市西川田 4-1-1	028-615-0581
19	栃木県総合運動公園東エリア	宇都宮市西川田 4-1-1	028-658-5900
20	栃木県ライフル射撃場	宇都宮市新里町乙 1067	028-689-9715
21	障害者スポーツセンター(わかくさアリーナ)	宇都宮市若草 1-10-6	028-678-6677

対象者 (1~20)	<p>○身体障がい者手帳, 療育手帳, 精神障がい者保健福祉手帳, 障害福祉サービス受給者証, 特定医療費(指定難病)受給者証, 小児慢性特定疾病医療費受給者証を所持している方と, 第1種障がい者(※)の介助のための同伴者(障がい者1名につき介助者1名)。</p> <p>※注: 第1種障がい者 身体障がい者…視覚1~3級と4級の一部, 聴覚2・3級, 肢体1級と2・3級の一部, 内部1・3級と4級の一部, 免疫障がい1~4級, 肝臓障がい1~4級 知的障がい者…療育手帳A1・A2・A 精神障がい者…精神障がい者保健福祉手帳1級</p> <p>○障害者団体(構成する者のうち半数以上が上記の障害者である団体)</p>
手続き (1~20)	<p>入館等の際, 受付で手帳, (株)ミライロが提供するアプリ「ミライロID」若しくは受給者証を提示</p>

<p>対象者 (21)</p>	<p>障がい者, 障がい者1名につき1名の介助者, 障がい者団体等は利用料金が減免</p> <p>【障がい者】</p> <p>① 身体障がい者手帳, 療育手帳若しくは精神障がい者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けた者</p> <p>② 障害福祉サービス受給者証、特定医療費(指定難病)受給者証若しくは小児慢性特定疾病医療費受給者証のいずれかの交付を受けた者</p> <p>③ ①, ②と同等の心身の機能の障がいがあると指定管理者が認める者</p> <p>【障がい者団体等】</p> <p>① 構成する者のうち半数以上が障がい者である団体</p> <p>② 障がい者スポーツの指導者やボランティア等を育成する団体</p> <p>③ 特別支援教育を行う学校</p> <p>④ 障がい福祉サービス等を行う事業者等</p> <p>⑤ 専ら障がい者福祉活動を行っている指定管理者が認める団体</p>
<p>手続き (21)</p>	<p>詳細は障害者スポーツセンターにお問い合わせください。</p>

12 文化・スポーツ活動の充実

(1) 点字図書館・聴覚障がい者情報提供施設 図書・録音図書

(とちぎ視聴覚障害者センター)

視覚障がい, 聴覚障がいのある方に各種の情報提供(点字(録音)刊行物・字幕(手話入りDVDの貸し出しなど)やコミュニケーションの支援を行う施設です。

〒320-8508 宇都宮市若草1-10-6とちぎ福祉プラザ2階

TEL (621)6208 FAX (627)6880

(2) 障がい者福祉センター

障がいのある方に対して生きがいづくりや仲間づくりを主な目的として, 創作活動や機能訓練, 社会適応訓練などに関する講座を実施する施設です。

〒320-0806 宇都宮市中央1-1-15 総合福祉センター内2, 3階

TEL (639)1050 FAX (639)1052